

## 越前たけふ農業協同組合

(平成23年10月3日現在適用中)

1. 商品名	・ J A 定積ローン
2. ご融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J A の組合員または組合員以外で個人の方。 ※ J A の組合員以外の方は、一定のご出資をいただくことで組合員とすることができます。</li> <li>・ J A で定期積金を契約されている方で、掛金の払込みを6回以上行っている方。</li> <li>・ お借入時の年齢が満20歳以上、最終ご返済時の年齢が満71歳未満の方。</li> <li>・ 前年度税込年収が150万円以上の方。 ※個人保証（連帯保証人）を必要とする場合は、前年度税込年収が200万円以上ある方。 ※自営業の方の場合は、収入から必要経費を差し引いた前年度税引前所得とします。</li> <li>・ 勤続または営業年数が1年以上の方。 ※新卒等の農業者・給与所得者、年金受給者の方は1年未満でも可とします。</li> <li>・ 自己住宅（ご家族名義を含む）または借家等生活の本拠が定まっており、原則として、同一地区内に1年以上居住している方。 ※農業以外の自営業の方については、ご本人または同居ご家族の持ち家であること。</li> <li>・ その他、J A が定める条件を満たしている方。</li> </ul>
3. 資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組合員または組合員以外の方が必要とする一切の資金にご利用いただけます。 ※負債整理資金および所定の期日経過後の経済未収金の肩代わり資金、営農資金および事業資金は対象となりません。</li> </ul>
4. ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6ヵ月以上5年以内（1ヵ月単位） ※担保となる定期積金の満期日までとします。</li> </ul>
5. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 300万円以内（1万円単位）または1組合員あたり定期積金給付契約金額のいずれか少ない金額で所要額の範囲内</li> </ul>
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J A 所定の利率</li> </ul>
7. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在のご融資利率につきましては、J A 窓口までお問い合わせください。</li> </ul>
8. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お借入額のご返済は、担保定期積金の満期日に満期給付金が充てられます。</li> <li>・ 利息のお支払いは、年2回（6ヵ月毎）の後払いとし、当該月の定期積金の払込日となります。</li> </ul>
9. 担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期積金を担保にお願いします。</li> </ul>
10. 保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福井県農業信用基金協会の保証または個人保証（連帯保証人）が必要となります。</li> </ul>
11. 保証料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご融資時に、福井県農業信用基金協会に対し、所定の保証料（年0.55%）を一括でお支払いいただきます。</li> <li>・ 個人保証（連帯保証人）の場合は、保証料はいただきません。</li> </ul>
12. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J A 所定の事務取扱手数料がかかります。</li> <li>・ 繰上返済行う場合や返済条件を変更する場合には、別途 J A 所定の手数料が必要となります。</li> </ul>

<p>13. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、該当のJAにお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、福井県農業協同組合中央会が設置・運営する福井県JAバンク相談所（電話：0776-27-8222）でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。該当JAまたは福井県JAバンク相談所にお申し出ください。 京都弁護士会紛争解決センター（電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） 富山県弁護士会紛争解決センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。詳しくは上記福井県JAバンク相談所にお申し出ください。）</li> </ul>
<p>14. その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お申込みに際しては、JAおよびJAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>・ ご返済額の試算については、JAの融資窓口までお問い合わせください。</li> </ul>

・ ご不明な点は、ご利用のJA窓口までお気軽にお問合せください。